

## 令和5年度介護保険料決定通知書を送付します

**送付時期** 7月中旬 納付すべき金額と納付方法について記載していますので、ご確認をお願いします。

## 要介護認定を受けている方へ「介護保険負担割合証」を送付します

**送付時期** 7月中旬

現在ご使用の介護保険負担割合証は、有効期限が令和5年7月31日までとなっています。8月1日から1年間有効の割合証を送付しますので、ご自身の負担割合をご確認のうえ、ご利用の施設にご提示ください。

## 介護保険施設利用時に、食費と部屋代の軽減が受けられます（利用者負担限度額認定）

介護保険の施設サービスや短期入所サービスを利用する場合、食費、部屋代および日常生活費は自己負担が原則ですが、表の要件を満たす方は、申請により、食費と部屋代の軽減が受けられます。

### 対象者の要件

利用者負担段階	対 象 者	預貯金等資産要件	
		単 身	夫 婦
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方</li> <li>生活保護受給者</li> </ul>	1,000万円以下	2,000万円以下
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間で80万円以下の方	650万円以下	1,650万円以下
第3段階①	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間で80万円超120万円以下の方	550万円以下	1,550万円以下
第3段階②	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入の合計が年間で120万円超の方	500万円以下	1,500万円以下

**手続きに必要なもの** ①申請書兼同意書②利用者本人および配偶者の預貯金通帳のコピーまたは原本（2か月以内に記帳したもの）③利用者本人および配偶者のマイナンバーがわかるもの④申請者（窓口に来る方）の本人確認ができるもの

## 社会福祉法人などによる利用者負担の軽減制度があります

住民税非課税世帯の方で、世帯の収入状況等を勘案し、生計が特に困難と判断される方に対して、サービスを提供する社会福祉法人等が利用者負担を軽減する制度です。

※申請の要件や必要書類など詳細についてはお問い合わせください。

## 敬老会開催のお知らせ



本年度の敬老会につきましては、ご高齢の方々の引きこもり防止や新型コロナウイルス感染症が5類感染症へ移行したことも考慮し、集会形式で開催することを基本にさせていただきます。

しかし、新型コロナウイルス感染症が終息したわけではないことや、敬老会会場の設置状況や実施内容等で感染防止への配慮が難しい町会もあることから、集会形式での開催、または昨年度同様に高齢者の見守りも兼ね記念品を配布していただく形式か、

いずれかを各町会ごとに決定していただくことになりました。

参加者・関係者の安全を考慮しての決定となりますので、ご理解いただきますようお願いします。

**対 象** 昭和22年4月1日以前にご出生された方

閩高齢者介護課 ☎25-5205

各総合支所市民福祉課

吉田☎72-6082 大滝☎55-0865

荒川☎54-2116

## 後期高齢者医療制度にご加入の方へ

### 「後期高齢者医療被保険者証」が更新されます

8月1日(火)から新しい保険証(有効期限:令和6年7月31日)に切り替わります。新保険証は緑色で、7月中に郵送します。

なお、世帯の所得状況等により、毎年8月1日で負担割合の判定をしています。窓口負担(1割・2割・3割)は、保険証に記載の負担区分をご覧ください。

## 国民年金だより

### 国民年金の保険料免除制度

国民年金には、保険料を納めることが経済的に困難な場合に、申請によって保険料の納付が「免除」または「猶予」される制度があります。

この制度は、本人とその配偶者および世帯主の前年の所得が一定の基準額以下の場合に承認されるものです。「免除」には、保険料の全額が免除される「全額免除」、世帯の所得に応じて保険料の一部を納付して残りが免除される「4分の3免除」「2分の1免除」「4分の1免除」の4種類があります。一部免除の場合、一部保険料を納付しないとその期間の一部免除は無効となり、未納期間となります。「納付猶予」は、50歳未満の方で世帯主の

### 後期高齢者医療保険料額決定通知書を郵送します

納付書が同封されている方は、金融機関等で納めてください。それ以外の方は受給されている年金からの天引きか、登録いただいている口座からの引き落としとなりますので確認してください。

☎保険年金課 ☎25-5201

所得が多く保険料免除に該当しない場合でも、本人および配偶者のみの所得で審査をして基準を満たせば、保険料納付が猶予されます。

これらの保険料免除・納付猶予期間(一部免除を含む)は、年金受給に必要な期間に算入することができます。

免除の承認期間については7月から翌年6月までとなります。ただし、全額免除または納付猶予を承認された方が、翌年度以降も引き続き申請を行うことを希望された場合は、改めて申請を行わなくても継続して申請があったものとして、自動的に審査を行います。

☎秩父年金事務所 ☎27-6560

保険年金課国民年金担当 ☎25-5201

各総合支所市民福祉課

吉田 ☎72-6082 大滝 ☎55-0863

荒川 ☎54-2395

## 地域包括支援センターだより

### 認知症にやさしい地域づくりのために

地域包括支援センターでは、認知症についてのさまざまな取り組みを進めています。

#### 認知症サポーター研修会

認知症サポーター養成講座を受講した方のための再学習、ステップアップの研修です(3回で1コースとなります)。

**講師** 介護老人保健施設ビッラ・ベッキア相談員 内海 巨史 氏

詳細は別表をご覧ください

☎7月21日(金)までに秩父地域包括支援センターへ

☎秩父地域包括支援センター ☎22-2582

	とき	ところ	内容(予定)	定員
①	7月27日(休) 午前10時~11時30分	歴史文化 伝承館 1階研修室	「認知症サポーター 養成講座のおさらい」	20人
②	9月28日(休) 午前10時~11時30分		「認知症の方との接し 方」	
③	10月27日(金) 午前10時~11時30分		「体験談を聞いて 認知症について考 える」	

### 物忘れ等認知症が気になるという方

「認知症簡易チェック」をご利用ください。市☎または右記QRコードからアクセス可能です。



### 市内3か所の事業所で開催! 認知症カフェへ出掛けてみませんか?

認知症カフェは、認知症の方やその家族、地域住民、専門職など、誰もが参加でき、なごやかな雰囲気の中、情報交換だけでなく、医療や介護の専門職に相談もでき、地域住民の交流の場にもなります。

カフェの名称	開催日時・会場
オレンジカフェ 「あおば」 小柱196 ☎62-5357	7月13日(休)、10月14日(出) 午後1時30分~3時 会場:7月・大田公民館 10月・デイサービスふたば 定員:15人 参加費:無料
オレンジカフェ 「まんよう」 下吉田7624-4 ☎26-7515	10月28日(出) 午後2時~3時30分 会場:万葉の郷 定員:15人 参加費:100円
オレンジカフェ 「グリーンカフェ楓」 荒川上田野766-1 ☎54-3210	9月9日(出)、11月11日(出) 午後1時30分~3時30分 会場:デイサービスセンター楓 定員:20人 参加費:100円

## 国民健康保険にご加入の方へ

### 「国民健康保険被保険者証」が更新されます

8月1日(火)から新しい保険証（有効期限：令和6年7月31日）に切り替わります。新保険証は灰色で、7月中に郵送します。

※年齢等の要件により7月31日以前に有効期限が設定されている場合があります。詳しくは保険証に同封の通知をご確認ください。

70歳から74歳の方は、自己負担割合が記載された「被保険者証兼高齢受給者証」が交付されます。

### お願い

有効期限の切れた古い保険証などは、個人情報にご留意の上、ご自身で破棄してください。

## 高額療養費の窓口負担が軽減されます

「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示することにより、一医療機関ごとの窓口での支払いが自己負担限度額までとなります。

年齢・所得に応じた限度額は下表のとおりです。

住民税非課税世帯の方は、入院時の食事代が減額となる場合があります。手続きが遅れると食事代の減額は受けられません。

認定証が必要な場合は、手続きをお願いします。

### ■70歳未満の人の自己負担限度額(月額)

区分	限度額（3回目まで）	限度額（4回目以降）	申請手続き
ア 年間所得901万円超	252,600円+（医療費の総額-842,000円）×1%	140,100円	必要
イ 年間所得600万円超901万円以下	167,400円+（医療費の総額-558,000円）×1%	93,000円	必要
ウ 年間所得210万円超600万円以下	80,100円+（医療費の総額-267,000円）×1%	44,400円	必要
エ 年間所得210万円以下	57,600円	44,400円	必要
オ 住民税非課税世帯	35,400円	24,600円	必要

※自己負担額の計算条件（70歳未満の人の場合）

- ①暦月（1日～末日）ごとに計算をします。
- ②同じ医療機関でも内科と歯科、外来と入院はそれぞれ別計算になります。
- ③2つ以上の医療機関にかかった場合には別計算になります。
- ④入院時の食事代や、差額ベッド代など保険適用外の医療行為は対象外です。

### ■70歳以上の人の自己負担限度額(月額)

区分	外来（個人単位）の限度額	外来+入院（世帯単位）の限度額	限度額（4回目以降）	申請手続き
現役並みⅢ 課税所得690万円以上	252,600円+（医療費の総額-842,000円）×1%		140,100円	不要
現役並みⅡ 課税所得380万円以上690万円未満	167,400円+（医療費の総額-558,000円）×1%		93,000円	必要
現役並みⅠ 課税所得145万円以上380万円未満	80,100円+（医療費の総額-267,000円）×1%		44,400円	必要
一般 課税所得145万円未満	18,000円 年間上限144,000円	57,600円	44,400円 ※入院を伴う場合のみ	不要
低所得Ⅱ 住民税非課税世帯	8,000円	24,600円	-	必要
低所得Ⅰ	8,000円	15,000円	-	必要

※自己負担額の計算条件（70歳以上の人の場合）

- ①暦月（1日～末日）ごとに計算をします。
- ②外来は個人単位でまとめ、入院を含む自己負担額は世帯単位で合算します。
- ③病院・診療所、内科・歯科の区別なく合算します。
- ④入院時の食事代や、差額ベッド代など保険適用外の医療行為は対象外です。

### 手続きに必要なもの

#### ○国民健康保険

- ・保険証・世帯主と認定を受ける方のマイナンバーがわかるもの・本人確認書類

#### ○後期高齢者医療

- ・保険証・マイナンバーがわかるもの・本人確認書類

なお、後期高齢者医療の被保険者で昨年度中に認定証の交付を受けていた方は、新しい認定証を7月中に郵送します。

※昨年の所得により郵送されない場合があります。届かない方はお問い合わせください。

☎保険年金課 25-5201

各総合支所市民福祉課 吉田 ☎72-6082 大滝 ☎55-0863 荒川 ☎54-2395

## 令和5年度国民健康保険税納税通知書を送付します

送付時期 7月中旬発送予定

### 税率・賦課限度額

国民健康保険税（以下、国保税）は、①所得割、②資産割、③均等割、④平等割に基づき課税されます。

市報3月号でお知らせしたとおり、国民健康保険制度の安定的な運営を目指すため、令和5年4月から国民健康保険税率が改正されました。

また、税制改正に伴い医療分と支援分の賦課限度額（上限額）を引き上げました。

		医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分（※）
① 所得割	加入者の所得に対して	6.00%	2.10%	1.80%
② 資産割	加入者の固定資産税に対して	15%		
③ 均等割	加入者1人あたり	18,000円	10,000円	10,000円
④ 平等割	1世帯あたり	10,000円		
賦課限度額	各区分の上限額	65万円	20万円	17万円

※介護納付金分は40～64歳の人に賦課されます。

### 軽減制度

#### ○所得の少ない世帯に対する軽減

所得が一定基準以下の世帯に対し、均等割と平等割を軽減する制度があります。

該当者は申請をしなくても軽減されますが、世帯主および世帯内の加入者（特定同一世帯所属者を含む）の中に未申告者などがある場合、軽減対象世帯であっても適用は受けられません。

#### 【対象となる世帯】

前年の総所得金額等	軽減割合
世帯の所得が43万円＋{ <sup>※1</sup> 給与所得者等の数－1}×10万円}以下	7割
世帯の所得が43万円＋{29万円×(加入者数＋ <sup>※2</sup> 特定同一世帯所属者数)}＋{ <sup>※1</sup> 給与所得者等の数－1}×10万円}以下	5割
世帯の所得が43万円＋{53万5千円×(加入者数＋ <sup>※2</sup> 特定同一世帯所属者数)}＋{ <sup>※1</sup> 給与所得者等の数－1}×10万円}以下	2割

※<sup>1</sup>給与所得者等とは、一定の給与所得者（給与収入が55万円を超える方）と公的年金所得者（公的年金等の収入が60万円を超える65歳未満の方、または公的年金等の収入が125万円を超える65歳以上の方）をいいます。

※<sup>2</sup>特定同一世帯所属者とは、国民健康保険に加入したまま75歳を迎えることにより後期高齢者医療制度へ移行した方です。

#### ○未就学児にかかる軽減

子育て世帯の経済的負担軽減を図るため、未就学児（6歳に達する日以後最初の3月31日以前である被保険者）の均等割額が5割軽減されます。

#### ○後期高齢者医療制度移行による平等割の軽減

国民健康保険の加入者が、後期高齢者医療制度へ移行したことにより、その世帯の国民健康保険加入者が1人だけとなった場合、平等割が5年間半額になり、その後、3年間は4分の1が軽減されます。（該当者は申請をしなくても軽減されますが、世帯構成が変わると対象外になる場合があります）

#### ○社会保険等の被保険者だった方の減免

社会保険等の被保険者が後期高齢者医療制度に移行したことにより、その被扶養者（65～74歳）が国民健康保険に加入した場合、申請により、国保税を減免します。

#### ○非自発的失業者に対する軽減

倒産・解雇・雇止めなどにより離職をされた方は、申請により国保税を軽減します。

#### 【対象となる方】

離職時点において65歳未満の方で、雇用保険受給資格者証の離職理由コードが11、12、21、22、23、31、32、33、34に該当する方

☎保険年金課 ☎ 25-5201

## 令和5年度住民税非課税世帯等に

### 「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金」を1世帯当たり3万円支給します

7月3日に支給決定通知書または確認書を発送しましたので、お手元に届きましたらご確認ください。

#### 支給決定通知書が届いた世帯

令和4年度に「電力・ガス・価格高騰緊急支援給付金」が支給された口座に振り込みします（申請手続きは不要です）。

#### 確認書が届いた世帯

確認書に必要事項を記入し、必要書類を添付の上、社会福祉課に提出してください（郵送可）。

#### 令和5年1月以降の収入が住民税非課税世帯相当以下に減った世帯

給付金が支給されます。該当すると思われる世帯は、社会福祉課にお問い合わせください。

初回振り込み日 8月3日(休)

申請期限（確認書の提出含む）

令和5年10月2日(月)（郵送の場合は必着）

☎社会福祉課 〒368-8686 熊木町8-15

☎ 25-5204